

平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成29年7月6日 午後4時00分

2 出席委員 16名

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 2. 鈴木 幹男 委員 | 3. 勝又 勝 委員 | 4. 浅海 博行 委員 |
| 5. 石井 栄一 委員 | 6. 濱田 光一 委員 | 7. 池ヶ谷富士夫委員 |
| 8. 大野 幸一 委員 | 9. 鈴木 吉夫 委員 | 10. 鈴木 徳市 委員 |
| 11. 澁谷 誠幸 委員 | 12. 石井 君雄 委員 | 13. 小金谷正男 委員 |
| 14. 時田 将 委員 | 15. 葛山 繁隆 委員 | 16. 秋山 秀雄 委員 |
| 17. 山田 芳裕 委員 | | |

3 欠席委員 0名

4 事務局出席者

事務局長 佐山 佳明 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農地利用最適化推進委員の選任について	5件
報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について	5件
報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について	10件
報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	1件

6 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は16名です。定足数に達しておりますので、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

4番浅海博行委員

5番石井栄一委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第2班です。鈴木吉夫班長より総括的な報告をお願いい

たします。

鈴木 班長 議長

葛山 議長 9番、鈴木班長

鈴木 班長 第2班の現地調査の報告をいたします。

平成29年6月30日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けたのち、班員3名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について2件の計3件です。

現地調査後、午後4時より農地法第3条及び第5条について、審査会を実施しました。

第2班といたしまして、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で第2班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を説明いたします。

本申請は、同一経営体からの譲渡人の離別による所有権の移転です。

申請地は、畑13筆、合計面積15,099平方メートルの梨畑です。

譲渡人の離別のため、経営面積等の変更はなく、専農従事者数は1名減となります。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

葛山 議長 8番、大野幸一委員

大野 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑13筆で、合計面積は15,099平方メートルの梨畑で、適切に

耕作されていまして。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適正な耕作の実施を確認したうえ、営農後3年間は転用できない旨を周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われまして。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案1号は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を説明いたします。

申請地は、畑2筆、合計面積1,054平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は、土木業を営んでおり、現在の資材置場を返却することとなったため、近隣で資材置場用地を探していたところ、申請地が既設資材置場より事業所に近く、立地も良いため資材置場として申請地に計画するもので、転用計画は適当であるものと思われまして。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きとし、自然浸透とするとともに安全鋼板を設置し、敷地外への流出を抑制します。

日照、通風については、資材の高さを2.5メートル以内に抑えることで影響がないようにしています。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、代替性として、既設の資材置場よりも近く、立地が良く、面積も適当であることから、申請地は他の土地で代替えがきかないものと思

われます。

資金につきましては、自己資金と借入で賄い、自己資金は、金融機関の残高証明書により、借入は、金融機関の融資内定証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

葛山 議長 12番、石井君雄委員

石井 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

平成29年6月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積1,054平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地法面部分の樹木等の伐採を確認したところ、法面の崩壊防止にもなっていることから、きれいにする程度の伐採に留めるとのことであったため、隣接道路に覆いかぶさっている樹木は伐採するよう指導しました。

また、ゲートの種類を確認したところ、不明であったため、確認のうえ、土地利用計画図に標記し、再提出するよう指導し、本日、再提出された土地利用計画図を確認しました。

次に、雨水対策について、道路河川整備課と協議依頼があったこと、開発指導室から、コンテナ等の建築物は原則建築出来ない旨を伝え、最後に、前面道路は交通量も多く、直線でスピードを出す車両も多いことから、工事期間中等の車両の出入りには十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出するとともに地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 同じく議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を説明いたします。

申請地は、畑2筆、合計面積997平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場拡張用地です。

申請理由は、譲受人は、運送業を営んでおり、以前より従業員の駐車場不足に困っており、また、今後事業拡大も検討していたところ、隣接農地を譲渡人が人手不足による農業経営の縮小により手放すことにより、今回19台分の駐車場拡張の計画を行うもので、この転用計画は適当であるものと思われま

す。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として敷地内を砂利敷きとして自然浸透させるとともに、申請地との境界部分に既設の板柵土留の設置により、隣接農地への土砂流出を抑制します。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、代替性として、施設の隣地で、立地も良く、面積も適当であることから、申請地は他の土地で代替えがきかないものと思われま

す。

資金につきましては、借入金で賄い、金融機関の融資見込依頼書の写しにより確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

山田 委員 議長

葛山 議長 17番、山田芳裕委員

山田 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

平成29年6月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積997平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地入口の鉄板敷部分が農業用車両の駐車場所であったこ

とを確認し、次に、開発指導室からコンテナ等の建築物は原則建築出来ない旨の周知を行い、最後に、隣接には医療機関等があるため、工事期間中等の車両の出入りには十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出するとともに地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第3号農地利用最適化推進委員の選任について、を議題といたします。

葛山 議長 会議規則第10条の規定に基づき、6番濱田光一委員・9番鈴木吉夫委員の退席を求めます。

(濱田光一委員退席)

(鈴木吉夫委員退席)

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

佐山 局長 議長

葛山 議長 佐山局長

佐山 局長 ただ今配布した資料をご覧ください。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱することが定められました。

平成28年12月議会において、鎌ヶ谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を改正したところでございます。

今回、改正された条例に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱するため、選任に関し提案するものでございます。

なお、提案に際しまして、本日、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催いたしましたので、その結果について、ご報告いたします。

ただ今お配りしました資料「農地利用最適化推進委員候補者評価結果」をご覧ください。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い設置された『農地利用最適化推進委員』

につきまして、平成29年1月16日から2月15日まで公募したところ、定数5人に対し、記載のとおり6人の応募があり、本評価委員会において、別紙「評価基準」に基づき評価したところでございます。

当該評価結果に基づき、資料に記載されております上位5人の候補者に関し、評価委員会は『農地利用最適化推進委員』として推薦するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、お配りした資料につきましては、総会終了後に回収させていただきます。

葛山 議長 それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

葛山 議長 6番濱田光一委員・9番鈴木吉夫委員の除斥を解きます。

(濱田光一委員着席)

(鈴木吉夫委員着席)

葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について5件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について10件の計15件を一括報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海副主幹 議案書の6ページから10ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について5件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について10件の計15件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 つづいて、報告第3号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件を報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海副主幹

議案書の11ページをご覧ください。

報告第3号地目変更登記に係る照会に対する回答については、事務局において現地調査を行ったところ、宅地となっておりますので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年7月31日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛山繁隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 浅海博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井栄一